

## 釧路湿原自然再生協議会運営細則（案）

### 第1章 小委員会

#### （設置）

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

湿原再生小委員会  
旧川復元小委員会  
土砂流入小委員会  
森林再生小委員会  
水循環小委員会  
再生普及小委員会

#### （検討事項）

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

湿原再生小委員会

湿原の再生(野生生物の生息環境修復を含む)に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

旧川復元小委員会

河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等  
土砂流入小委員会

河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等  
森林再生小委員会

森林の再生(野生生物の生息環境修復を含む)に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

水循環小委員会

水質、地下水の動態把握・評価、湖沼の再生(野生生物の生息環境修復を含む)等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

再生普及小委員会

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

#### （小委員会事務局）

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

2 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

#### （事務局の所掌事務）

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

## 第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

## 第3章 補 則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

## 附 則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。